

水上エア遊具についての JIPSA 推奨マーク表示製品認定制度

1. JIPSA 推奨マーク表示製品認定制度とは

協会が策定した「水上エア遊具の安全運営 10 ケ条」の 2 項に記載の「安全度の高い設計の遊具」であるかどうかを当協会が評価し、評価基準を満たす製品について、JIPSA 推奨製品である旨の表示マークを製品に表示することを認める制度です。

JIPSA 推奨マーク表示製品は、水上エア遊具の事故防止対策が施された設計であることの証であり、水上エア遊具の使用、運営を行おうとする事業者が、遊具選定の過程において参考とすべき情報となることを期待しています。

2. 認定にあたっては以下の項目について評価いたします。

- 1) 当協会が策定した「水上エア遊具の安全運営 10 ケ条」を準拠しているか。
- 2) 経済産業省「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」(2020 年 12 月) を準拠しているか。

3) 経産省ガイドライン 4. (1) ① 製品情報の共有 を準拠しているか。

4) 経産省ガイドライン 4. (2) ① 設計・設置 を準拠しているか。

5) 利用者が安全・安心に利用できる安全度の高い製品として、特に下記の事項について特別に配慮した設計となっているか。

A 重点配慮事項 (以下の少なくとも一つは満たすこと)

- ・遊具底面下への潜り込み防止ができる設計、構造
- ・遊具底面下に潜り込んだ場合でも呼吸が確保できる設計、構造
- ・遊具底面下に潜り込んだ場合に、目視で迅速に発見できる設計、構造
- ・遊具底面下に潜り込んでも、容易に離脱できる設計、構造

B 補助配慮事項 (可能な限り採用すべき事項)

- ・「ゆうぐのしたにはもぐらない」等の注意喚起マーク、標識の遊具への表示
- ・遊具側面への取手取り付け
- ・遊具への搭乗口取り付け
- ・その他、事故防止に効果的な設計、構造

6) 遊具運営事業者提供すべきマニュアルの内容が経産省ガイドライン 4. (2) ② 販売・レンタル に準拠しているか。

7) 経産省ガイドライン 4. (2) ③ 事故対応 を実行できる社内体制が構築されているか。

8) 経産省ガイドライン 4. (2) ④ 再発防止 を実行できる社内体制が構築されているか。

3. 申請要件

次の要件を満たしている事業者が本制度の申請をすることができます。

- ・当協会の正会員または基金会員であること。
- ・経産省ガイドライン 3. (2) ① に記載の「遊具提供事業者」であること。

4. 申請必要資料

申請にあたっては、以下の資料提出が必要となります。

- ・会社概要
- ・製品情報（経産省ガイドライン 4. (1) ① を参照のこと）
- ・安全度の高い設計であることの根拠を示す図面、資料等
- ・製品取扱マニュアル
- ・事故対応及び再発防止のための社内組織体制の説明資料
- ・申請する製品に付保されている P/L 保険の写し

5. 評価委員会

評価委員会は、本協会理事会で選任する評価委員 3 名から構成されます。選任される評価委員 3 名は毎年度の協会総会または臨時総会にて公表されます。

6. 申請費用：

1 製品型番あたり 5,000 円（税別）

（連結した遊具全体で申請することはできません。単体遊具ごとの申請となります。）

7. 認定のメリット：

1) 認定を受けると、協会指定の「JIPSA 推奨製品」のロゴマークの利用が可能となります。当該製品本体への印刷、または、表示を認めます。

2) 取扱マニュアル、営業資料、Web への当該製品の紹介にあたって、推奨ロゴマークが使用できます。

3) 当協会の公式 HP にて、水上エア遊具 JIPSA 推奨マーク表示製品、というページを作り、そこで認定取得事業者名及び認定製品についての情報を告知します。

以上